

令和6年10月1日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和4年(ワ)第305号 金型代金等請求本訴事件

令和5年(ワ)第149号 損害賠償等請求反訴事件

口頭弁論終結日 令和6年7月16日

5

判 決

愛知県新城市川路字夜燈8番地2

本訴原告・反訴被告

株式会社佐津川モールド

(以下「原告」という。)

同代表者代表取締役

佐津川 智規

10

同訴訟代理人弁護士

波田野 浩平

愛知県豊橋市草間町字平東130番地

本訴被告・反訴原告

株式会社UHOLABO

(以下「被告」という。)

同代表者代表取締役

中村 孝典

15

同訴訟代理人弁護士

善利 友一

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 原告は、被告に対し、54万円及びこれに対する令和5年5月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 3 被告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、本訴反訴を通じてこれを100分し、その43を原告の、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

20

事 実 及 び 理 由

25

第1 請求

1 本訴請求

被告は、原告に対し、416万4600円並びにうち192万5000円に対する令和4年3月8日から及びうち233万9600円に対する令和4年5月25日から、それぞれ3%の割合による金員を支払え。

2 反訴請求

(1) 原告は、被告に対し、82万5000円及びこれに対する令和4年2月28日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

(2) 原告は、被告に対し、588万3304円及び令和5年5月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、原告を受託者、被告を委託者として、スライド定規に係る金型の設計・製造、当該金型を使用した成形樹脂部品製造の委託契約が締結された（以下、便宜金型の製造・設計委託に係る合意を「本件金型契約」、成形樹脂部品製造委託に係る合意を「本件成形品契約」といい、本件金型契約と本件成形品契約を総称して「本件契約」という。）等として、次のとおり、原告が本訴請求、被告が反訴請求をする事案である。

(1) 本訴請求

ア 本件金型契約に基づく報酬請求権による残代金192万5000円の支払及びこれに対する金型完成日の翌日である令和4年3月8日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払請求

イ 金型試作トライ・改修等費用支払合意に基づく当該費用223万9600円及びこれに対する金型の試作トライ・改修終了日の翌日である令和4年5月25日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払請求

(2) 本件反訴請求

ア 本件契約の債務不履行解除を理由とする原状回復請求権に基づく前払金82万5000円及びこれに対する当該前払金受領日である令和4年2月28日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による法定利息の支払請求

イ 本件契約の債務不履行を理由とする損害賠償請求権に基づく588万3304円及びこれに対する令和5年5月1日（履行期後の日である反訴状送達日）から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払請求

2 前提事実（末尾に証拠等を掲げていない事実は当事者間に争いが無い。なお、枝番号のある証拠で枝番号の記載のないものは全ての枝番号を含む。）

(1) 当事者

原告は、金型の企画及び設計、金型の製造及び販売、熱可塑性合成樹脂成形品の製造及び販売等を目的とする株式会社である。

被告は、特許製品及びアイデア製品の設計、製造、販売等を目的とする株式会社である。

(2) 本件契約の締結

原告と被告は、令和4年1月22日、原告を受託者、被告を委託者として、スライド定規に係る金型の設計・製造、当該金型を使用した成形樹脂部品製造の委託契約（本件契約）を締結した（なお、本件金型契約と本件成形品契約が1つの契約であるか等については当事者間に争いがある。）。

(3) 被告の支払

被告は、令和4年2月28日、本件金型契約に基づき、代金額の一部である82万5000円（税込）を支払った。

(4) 被告による解除通知

被告は、令和4年7月4日付け契約解除通知書（以下「本件解除通知書①」という。）により、原告に対し、スライド定規1000セットを同月22日まで、4000セットを同年8月19日までに納品するよう催告し、前記期間内に納品がない場合には本件解除通知書①をもって製造委託契約を解除する旨の意思表示を行い、同年7月5日、本件解除通知書①は原告に配達された（甲22、乙51）。

被告は、同月31日、同年8月1日付け契約解除通知書（以下「本件解除通知書②」という。）により、原告に対し、本件解除通知書①で催告した納期までにスライド定規

が納品されなかったことから、同日をもって製造委託契約を解除する旨、及び当該解除に伴い前記(3)の金員を本件解除通知書②到着後2週間以内に支払うよう求める旨の意思表示を行い、同年8月1日、本件解除通知書②は原告に配達された(乙18)。

3 争点

- 6 (1) 本件金型契約に基づく残代金請求権の成否(本訴)
- (2) 試作トライ・金型調整・修正費用(以下「トライ費用等」という。)請求権の成否とその額(本訴)
- (3) 債務不履行(履行遅滞)に基づく解除の可否(本訴、反訴)
- (4) 解除に基づく原状回復請求権の成否(反訴)
- 10 (5) 債務不履行に基づく損害賠償請求権の成否(反訴)

第3 争点に対する当事者の主張

1 本件金型契約に基づく残代金請求権の成否

【原告の主張】

- (1) 本件金型契約の内容・金型の完成
 - 15 ア 本件金型契約は、被告代表者が製品設計をして作成したポケットに入るドラフター(スライド定規。以下「ポケドラ」という。)の図面に基づき、原告が金型の設計及び製造を行い、完成した金型に対して被告が代金額税込275万円を支払うことを内容とする契約である。金型の設計及び製造の完成期限について、合意はなかったが、原告は、令和4年3月7日に、図面の形状、寸法に合致したポケドラ用金型、すなわち本件金型契約に基づく金型(以下「本件金型」という。)を完成させた。

- イ 金型が指定された形状、寸法どおりに製造されていることと、その金型を実際に使用して製造された製品(成形品)が金型どおりに仕上がるかは別問題である。本件金型契約締結時に原告が被告に交付した「金型製作代金のお支払いについて」と題する書面(以下「本件書面」という。)2項本文には、「金型完成後、トライ(試し打ち)を行い、成形品ができ生産性を確認できた場合、金型代金の残り(7割)を振込にてお支払いください。」との記載(以下「本件記載」という。)がある。本件記載の

「成形品ができ生産性を確認できた場合」とは、金型を使つての射出成型トライにおいて、金型が破損したり、樹脂が入らないといった不具合が発生せず、金型として機能して成形品を取り出せる場合をいう。成形品に反り、ヒケ等の不具合があつても、金型の調整・修正によって対処できる場合には「成形品ができ生産性を確認できた場合」に該当し、残金の支払義務が発生する。

(2) 小括

以上より、被告は、原告に対し、275万円から既払金82万5000円を差し引いた残金192万5000円の支払義務を負う。

【被告の主張】

(1) 本件金型契約の内容・金型の未完成

ア 本件金型契約は、ポケドラという定規の製造に使用できる品質の金型を設計・製造することのみならず、本件金型を使用した成形品（以下「ポケドラ部品」という場合がある。）の製造（本件成形品契約）及び成形品の納品までを含み、その代金が275万円として合意された契約である。

イ 本件記載によれば、残代金の支払は、成形品の生産性確認後に支払う旨の記載があり、本件金型契約における「完成」とは「成形品ができ生産性が確認できた」金型の完成をいい、このような金型完成までが本件金型契約の内容である。

ウ 原告は、令和4年4月14日時点で金型の検収ができていないことを認め、一度被告に送付した請求書を破棄するよう被告に依頼しているほか、延期後の納期である同年5月19日に至つても、本件ポケドラ部品を納品せず、同年6月2日時点でも本件金型が完成していないことを認めて謝罪するなどしている。

また、後記3【被告の主張】のとおり、このような原告の本件金型契約の履行遅滞を理由とする債務不履行解除により本件金型契約は解除されている。

(2) 小括

以上より、原告主張の本件金型契約に基づく残代金支払請求権は発生していない。

2 トライ費用等請求権の成否とその額

【原告の主張】

(1) 合意の成立

ア 金型に基づく樹脂製品の成形製造にあたっては、量産化をする前に、完成金型
5 を使用した試作トライを行い、不具合がある場合には金型の調整・修正が不可欠であり、これが金型完成後の通常の過程である。

イ 完成した金型を使用した試作トライやそれに伴う金型の調整・修正には相応の
費用を要し、その費用を予測することは困難なので、通常、金型製造契約に、トライ、
金型調整・修正費用は含まれない。本件金型契約に係る見積書（以下「本件見積書」
10 という。）に記載された費用の明細も、金型製造に関する費用のみであり、試作トラ
イ、金型の調整・修正のための費用は計上していない。

ウ 本件書面3項には、「トライ後、製品寸法が製品図面中の公差を外れているが、
金型寸法が狙い通りに出来ている場合、寸法修正に掛かる費用につきまして、寸法修
正費として、別途費用請求となります。」と記載され、金型が寸法通りにできている場
15 合、金型の調整・修正費用を別途請求することが明記されている。このように、原告
は、被告に対し、トライ費用等を請求する意思を有し、被告も金型完成後の不可欠な
過程において発生する費用を負担する意思を有していたのであるから、原告と被告の
間には、本件金型について、トライ費用等が発生した場合には、その費用を被告が支
払う旨の合意があった。

20 (2) 費用

原告は、試作トライを行いながら金型の修正等を行い、金型改修費、試作トライ費
用、樹脂材料費、金型輸送費、これらの消費税として合計税込み223万9600円
の費用が発生した。

令和4年5月24日には、文具・定規として問題のない水準に達していると判断さ
25 れるポケドラ部品の生産が確認され、同日をもって試作トライ、調整・修正は終了と
なった。

【被告の主張】

(1) 本件成形品契約が本件金型契約の内容に含まれること

前記(1)【被告の主張】のとおり、本件金型契約は、金型の設計・製造のみならず、本件金型を使用したポケドラ部品製造（本件成形品契約）までを含む契約である。金型の設計・製造には、金型を完成させるまでの試作トライ及び改修が含まれており、当該試作トライ及び改修が完了して初めて金型が「完成」するものである。したがって、原告において金型を完成させるための試作トライ等を行ったとしても、それは金型完成を請け負った原告において負担すべき費用であり、被告に対して追加費用を請求できるものではない。

本件書面2項本文、本件金型契約の残代金請求権が発生する条件に、「トライ（試し打ち）を行い、成形品ができ生産性を確認できた場合」と「トライ（試し打ち）」が含まれているのであるから、本件金型契約の請負代金250万円の中に試作トライ等の費用が含まれているといえる。本件見積書には、加工費が計上されており、ここにトライ費用等が含まれている。

(2) 別途の合意が存在しないこと

本件金型契約とは別にトライ費用等が発生する場合、商慣習においても、原告と被告との従前の取引関係に照らしても、原告から被告に対して見積書が交付されるとともに費用の説明がなされ、被告が原告に対して発注書を交付する手続がとられるのが通常である。しかし、被告は、トライ費用等について原告から見積書の交付を受けておらず、名目も金額も不明なまま、追加費用の支払について合意するはずがない。

3 債務不履行（履行遅滞）に基づく解除の可否

(1) 履行遅滞・解除の意思表示の有無等

【被告の主張】

ア 履行遅滞

原告と被告は、本件金型契約締結後の令和4年2月21日、本件金型により生産されるポケドラ部品の納期について、5000セットを同年3月初めから4月末までと

5 することを合意した。その後、原告が同年3月末に本件金型を完成できなかったことから、原告と被告は、同年4月13日、ポケドラ部品1000セットの納期を同年5月19日に延期することを合意し、残りの4000セットについても、原告が別途納品計画書を提出することを了承した。その際、原告の会長が2000セットの納品も可能である旨の発言をしたことからすれば、原告と被告との間では、ポケドラ1000
0セットの納品日後に4000セットを納品することが合意された。

しかし、原告は、令和4年5月19日までに本件金型を完成せず、ポケドラ部品の納品もしなかった。

イ 解除の意思表示

10 (ア) 被告は、令和4年7月4日、原告に対して、同月22日までにポケドラ部品を1000セット、同年8月19日までにポケドラ部品を4000セット納品するよう、相当期間を定めて履行を催告した（解除通知書①。前提事実(4)）。

被告は、原告が前記相当期間内にポケドラ部品を納品しなかったことから、同年8月1日、原告に対して、本件金型契約（仮に本件成形品契約が別途成立している場合はこれを含む。）を解除する旨通知（本件解除通知②）し、当該通知は同日原告に到達
15 した（以下「本件解除」という。前提事実(4)）。

(イ) 前記2【被告の主張】(1)のとおり、本件成形品契約は本件金型契約に含まれるものであるから、本件解除によりいずれの契約も解除される。

仮に、本件金型契約と本件成形品契約が2個の契約であると評価された場合であっても、本件契約の主たる目的はポケドラ部品の製造であり、その製造のためには前工
20 程として金型の製造が必要となる関係であり、本件契約は密接に関連付けられている。本件金型が完成しても、ポケドラ部品が製造・納品されない限りは、被告が本件契約を締結した目的が全体として達成されない。したがって、ポケドラ部品が納期までに納品されなかったことから、本件契約はいずれも解除される。

25 (ウ) 以上より、本件金型契約（本件成形品契約を含む。）又は本件契約は、原告の履行遅滞により解除されており、原告の残代金請求権及びトライ費用等の費用請求権

は発生しない。

【原告の主張】

ア 金型製造及びポケドラ部品の各納期の合意がないこと

被告は、令和4年2月21日、同年3月初めから同年4月末までにポケドラ部品5
000セットを納入することが合意された旨主張するが、同年2月21日は、原告に
5 おいて機械で金型を製造加工している段階であり、金型は完成しておらず、試作トラ
イも行われておらず、本件金型使用による製品の納入を約束できる状況ではなかった。

また、被告は、同年4月13日にポケドラ部品の納期を同年5月19日に延期する
合意がされた旨主張するが、当該時点で、原告は、成型業者を切り替える予定であり、
10 その業者での試作トライが順調に進めば同日までに1000セット納品できる旨を
発言したにとどまり、同日までの製品納入を約束したものではない。

イ 履行完了、契約不成立、解除の意思表示について

(ア) 原告と被告との間では、①ポケドラ用部品の金型製造、②製造された金型の
試作トライ、金型調整・修正、③金型を使用した成形部品の製造が予定されていた。
15 これらの工程は、3つの別個の契約に基づくものである。

(イ) 前記(ア)①②に関して、原告は、前記1及び2の各【原告の主張】のとおり、
本件金型契約に基づき本件金型の設計・製造の履行を完了し、試作トライ、金型の調
整・補修の工程も終えて、本件金型によるポケドラ部品の製造が可能となっている。
原告の本件契約の債務の履行は完了しており、前記アのとおり履行遅滞も存しないた
20 め、被告は本件契約を解除することはできない。また、本件解除通知書①には、「本件
製造委託契約を解除」する旨の記載があるが、ポケドラ部品の製造委託契約を解除し
たとしても本件契約の金型残代金や、試作トライ費用、金型調整・修正費用の支払を
免れることはできない。

前記(ア)③に関して、被告は、本件解除通知書①において、突然成形部品5000セ
25 ットの製造の発注をしてきたものであり、原告と被告との間で金型を使用した成形部
品の製造の具体的な契約は成立していない。

(2) 解除の可否

【原告の主張】

原告が、被告代表者に対して試作トライにおいて出来た問題のない試作品の提供及び確認等を求めたところ、被告代表者は、その受け取り及び確認を拒否し、ポケドラ
5 部品の製造が遅延しているとして履行利益の支払を請求し、これが支払われるまでは
ポケドラ部品製造の話は進めないという態度をとった。そのため、原告はポケドラ部
品の製造を進められなくなった。ポケドラ部品の製造・納品のためには原告被告間の
詳細な打ち合わせが必要であったが、被告代表者の態度は履行利益請求の一点張りで、
本件解除通知①通知後も、協議ができる状態ではなかった。原告としては、発注者で
10 ある被告の試作品の確認・了解を得られず、かつ逸失利益の請求にこだわり、自殺を
仄めかす被告代表者に対する信頼を完全に失っており、本件解除通知書①に記載され
た発注に応じることはできなかつた。このような経過、被告の履行受領拒絶の態度等
からすれば、本件契約を解除することはできない。

【被告の主張】

15 原告は、被告代表者が試作品の受け取り及び確認を拒否した旨主張するが、既に延
期後の納期である令和4年5月19日を過ぎた時期の出来事である上、被告代表者の
都合がつかず面談に応じられなかつたか、試作品確認のための面談ではなく原告の履
行遅滞に係る損害賠償について話し合うための面談であったためこれを断つたに過
ぎない。さらに、被告は、同月25日時点でも原告に対してポケドラ部品の確認をす
20 る意向がある旨を伝えていた。

4 解除に基づく原状回復請求権の成否

【被告の主張】

前記3(1)の【被告の主張】記載のとおり、被告は本件解除をしたため、支払済みの
本件金型契約の前払金(前提事実(3))の原状回復請求として、82万5000円及び
25 これに対する当該前払金受領日である令和4年2月28日から支払済みまで民法所
定の年3%の割合による法定利息の支払を求める。

【原告の主張】

前記3の各【原告の主張】記載のとおり、本件契約を解除することはできない。

5 債務不履行に基づく損害賠償請求権の成否

【被告の主張】

6 本件金型契約又は本件契約に係る原告の債務不履行（履行遅滞）により、被告は、次のとおりの損害を被った。

(1) 逸失利益 405万円

ア 売価（卸値）

10 被告は、卸先であるエコーテック株式会社（以下「エコーテック」という。）との間で、ポケドラ5000個を、1個当たり販売価格税別1800円の65%に相当する税別1170円で卸す旨を合意していた。販売価格の65%というのは、模型流通業界での一般的な卸値比率である。

イ 原価

15 ポケドラの原価は、一般的な相場である販売価格の20%に相当する360円であった。実際には、原告からの仕入代金（製造費86.03円/個）、目盛の印刷代金153円/個、ステンレス板、円板、商品台紙、OPP袋等の代金50円/個、ステンレス貼り付け作業代30円/個、OPP袋入れ代金8円/個の合計327.03円が原価であり、原価率は約18.2%である。なお、マーケティング費用等は、エコーテック等が負担する予定であった。

20 ウ 逸失利益の額

前記ア及びイのとおり、ポケドラ1個あたりの被告の利益は810円（1170円－360円）であった。よって、被告には、405万円（810円×5000個）の逸失利益が発生している。

(2) 出展費用等 183万3304円

25 被告は、令和4年7月6日から同月8日にかけて、文具等の商談展（以下「本件商談展」という。）にポケドラを出展することを主たる目的として予定し、出展費用とし

て101万2000円を支払い、展示装飾費用として82万1304円を支払った。

しかし、原告が同年5月19日までにポケドラ部品を納品しなかったことから、本件商談展にポケドラを出展できず、前記費用が無駄となり、損害を被った。

被告は本件商談展にポケドラとは別の商品であるベスト定規を出展したが、これは
5 ポケドラが納品されず、6月に入ってから出展を辞退しても返金額が0円となるため、
代替品として出展したのである。

【原告の主張】

(1) 逸失利益について

被告が主張する卸売予定は、被告が原告に令和4年7月4日に送付した解除通知書
10 ①の記載と齟齬しており、5000個もの大量の買い入れを約束していた卸先があっ
たか不明である等、被告の販売計画自体が不確定なものであった。

被告がエコーテックから5000個を受注したと主張する同年4月19日は、原告
において本件金型を使用した試作トライ、金型調整・修正が行われている段階であり、
ポケドラ部品は完成していないため、5000個もの発注がされることはあり得ない。
15 被告の主張する定価、卸値、原価等の計算は極めて大雑把であるし、経費としては、
本件金型代金275万円、試作トライ及び金型調整・修正費用223万9600円、
販売用店舗の賃料及び光熱費200万円、展示会出展費用等がかかるはずである。ま
た、被告主張の印刷代は被告自身が作成したポケドラ計画書の資金内訳の記載に照ら
して過少である。

(2) 出展費用等について

20 被告は、本件商談展に被告が扱っている別の定規（ベスト定規）を出展しており、
出展費用等について損害が発生していない。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

25 後掲証拠及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる（以下、特に
年を記載せず月日のみ記載しているものは全て令和4年の出来事である。）。)

(1) 本件契約の締結等

被告代表者は、令和3年頃、豊橋信用金庫職員から定規を製造するための金型を製作できる会社として原告の紹介を受けた（弁論の全趣旨）。

原告は、令和4年1月に被告代表者の訪問を受け、同月22日、原告と被告は本件
5 契約を締結した（前提事実(2)）。

(2) 本件見積書及び本件書面の記載、トライまでの経過等

ア(ア) 原告は、1月24日、被告に対し、本件見積書及び本件書面を送信した（甲
2、31、弁論の全趣旨）。

(イ) 本件見積書には、「製作期間 2.0ヶ月」、「加工費 415H×4,500
10 =1,867,500」等の記載がある（甲2の1）。

(ウ) 本件書面には、「新規金型製作時の、金型代金のお支払いにつきましては、当
社下記の定めにおいてお支払いをお願いします。」との記載のほか、1項の「金型発注
価格が税別1,000,000円を超える場合、金型発注の翌月に金型代金の3割を
前払い金としてお支払いください。」の文言を受けて、2項本文に「金型完成後、トラ
15 イ（試し打ち）を行い、成形品ができ生産性を確認できた場合、金型代金の残り（7
割）を振り込みにてお支払いください。但し、顧客都合や当社成形工程の都合でトラ
イができない場合、金型完成をもって検収・残金をお支払いください。」との記載（本
件記載）がある。また、3項には「トライ後、製品寸法が製品図面中の公差をはずれ
ているが、金型寸法が狙い通りにできている場合、寸法修正に掛かる費用につきまし
て、寸法修正費として、別途費用請求となります。」、4項には「製品以外の金型不具
20 合（バリ・段差・金型作動不良等）につきましては、当社責任にて無償で修正致しま
す。但し、顧客の仕様変更等に関わる金型改造費は、別途費用請求となります。」と記
載されている。（甲2の2）

イ 原告は、1月25日、被告に対し、品番、希望納期等が記載されている注文書
25 を送るようメールを送信し（乙45）、被告は、同月26日、原告に対して発注書を送
付した。当該発注書には、件名「スライド定規」摘要「スライド定規 取数2セット」、

納期「別途ご相談」等と記載されていた。(乙1)

ウ その後、原告と被告は打ち合わせ等を行い、2月1日に樹脂成形金型仕様書(甲13)が完成したため、原告は製品図、CAD図面、金型構想図等を作成し(甲14～17)、同月15日、金型の製造を開始した(甲31)。

5 エ 2月19日に原告代表者と被告代表者とのメールのやりとりにおいて、初期ロットを5000セットとすることが確認され、その際、被告代表者はポケドラ1セットあたりの製造代金の見積もりは金型が出来てからでないとわからないかと確認している(乙2)。

10 オ 2月21日頃、原告代表者の父親であり原告代表取締役兼会長の立場にある佐津川勝利(以下「原告会長」という。)は、被告代表者との成形品量産についての打ち合わせの中で、前記エのメールを印刷した紙面に、「生産量産3月初～4月末までに5000SET生産」と手書きし、当該記入済みの紙面の写しを被告代表者に交付した(乙2、53)。

15 カ 原告は、3月11日、被告に対し、CAD上の質量と試作トライ品で測定した質量とに差異があり価格が増加した等として、ポケドラの成形品の見積書を送付した(乙35)。

(3) トライ1回目～4回目

原告は、3月10日～4月12日までの間、射出成型業者である有限会社金田化成(以下「金田化成」という。)において、トライ(試し打ち)を4回行った。

20 1回目のトライ(3月10日)においては、ランナーに樹脂がつまり、2つある金型のうち一方には樹脂が入らず、成形品を取り出すことができず、2回目のトライ(同月17日)においても、ランナーに樹脂が詰まり、金型に完全に樹脂が入らない部分があった。(原告代表者22～23頁、甲5、8の1～8の3、乙24、25、46、56、弁論の全趣旨)

25 3回目のトライは同月31日、4回目のトライは4月12日に行われ、トライ1回目～4回目の期間中に、原告において成形品を取り出しやすくするための突き出しピ

ン6本を金型に追加する等の作業等が行われた。突き出しピン6本の追加は、金型の改修、修正ではなく、改造に該当する。また、当該改造は、発注者である被告の仕様変更によるものではない。(原告代表者40頁～42頁、甲8の2)

(4) 請求書の発行

原告は、被告に対し、3月31日頃、同日付けの納品書、請求書を送付し、本件金型契約に係る残代金192万5000円の支払を請求した(甲11、乙7)。

4月12日、被告代表者は、原告代表者に対し、4回目のトライの状況を踏まえ、5000本を納める納期日について同月13日の打ち合わせにて確認したい旨、同月1日時点の金型では販売ができる製品が打ち出せるとは思えないことから、検収したとは認めにくいと、金型の残代金を支払うことができない旨等を記載したメールを送信した。(乙26、47)

(5) 4月13日の打ち合わせ等

ア 打ち合わせでのやりとり等

4月13日、原告代表者、原告会長、被告代表者及びエコーテックの営業部長でありポケドラを担当していた三浦宏樹(以下「証人三浦」という。)が集まり、話し合いの機会が持たれた(以下「本件話し合い①」という。乙13、41の2)。

証人三浦は、原告代表者に対し、本件話し合い①に参加した趣旨について、5月11日から行われる静岡で行われるホビーショー(乙4)にポケドラを出展する場合、広告を掲載する業界誌の出稿締め切りが4月13日であるため、成形品の納期及び発売日について話し合いたい旨を説明した(乙41の2・17頁～22頁)。

本件話し合い①の中で、証人三浦と被告代表者との間で、静岡でのホビーショーでポケドラを発表をして、5月末日発売予定とした場合、5000本でなくても1000本程度で足りるため、まずは同月19日までに1000セットを生産して被告代表者がこれを受け取りに行くことが確認された(乙41の2・39～43頁)。原告代表者は、証人三浦からの「(5月)19日で大丈夫そうですか?今の話」という問いに対し、「そうですね。」「大丈夫ですかね。」「数的にも、はい。」と、「5月19日にとり

あえず初ロットの1000っていう。」との問いに対し、「うんうん」と発言している。

(乙41の2・44頁～45頁)。

一方、残りの4000個等については、証人三浦から「また予定をもらえれば」という程度の発言があったにとどまり(乙41の2・51頁)、証人三浦は、順次出来次第納品されるといった認識であった(証人三浦35～36頁)。

イ 原告作成の議事録の記載等

(ア) 本件話し合い①において、原告会長が手書きで作成した議事録には、「◎5月19日…初ロット1000個中村氏が引き取り」、「5月30日発売日 5000個納入するスケジュール作成」との記載がある(乙36、54)。

また、同月14日、原告代表者から被告代表者に対して本件話し合い①の内容をまとめた議事録であるとして送付された議事録には、件名を「金型修正と今後の生産計画打合せ」とし、「【今後の生産予定】」として「5月19日までに1000SET納入→販売開始5月30日」、「【梱包仕様】御社支給の箱にミラーマットを敷いて、製品を並べる。(ミラーマットは当社で準備)」、「生産開始時は中村様にて当社まで製品を引き取り、その後の納品方法はご指示による。」等と記載されている(乙13、27)。

(イ) また、原告代表者は、4月14日、被告代表者に対して、別途、「ポケドラの検収につきましても、先のトライ品での検収は見送りますので、お手数ですが先にお送りしております請求書につきましては、一旦破棄してください。」、「トライ品で良品が出て、納められた状況で検収との事でしたら…」、「今後につきましては、合格としてからの追加修正や…場合の、補修費用等が考えられます。…もしそういった状況になりましたら、ご相談させてください。」等と記載したメールを送信した(乙8)。

ウ エコーテックの業務日報の記載

証人三浦は、本件話し合い①の後、エコーテックの業務日報に、「静岡ホビーショーに出展予定のポケドラ…が遅れているため佐津川モールドと打ち合わせ。」、「発売日を4月末から5月30日に変更」、「ホビーショーでの展示紹介、カタログに反映を行う。」と記載した。また証人三浦は、エコーテック発行の業界向け商材カタログの5月

号に、予定どおりポケドラを掲載した。(証人三浦34～35頁、乙3、28、52)。

エ 被告からエコーテックへの見積書の交付

被告は、エコーテックに対し、「4月13日の協議したとおり、発売日は5月30日」等と記載した4月15日付けの見積書(以下「ポケドラ見積書」という。乙44)を発行した。証人三浦は、仮発注として5000本は買い取る旨の内示として、ポケドラ見積書に、「5,000本でお願いします。」「13日打ち合わせでは、物がちゃんどあがるかわかりませんので、現品見てから正式に発注書を出します」と書き込み、証人三浦の社印を押印し、これを被告に交付した。(証人三浦14～16頁、乙44)

(6) トライ5回目～8回目

原告は、射出成型業者を有限会社ホクシン(以下「ホクシン」という。)に変更し、ホクシンにおいて、4月18日～5月23日までの間、5回目から8回目のトライを行った(甲6、8の4～8の7)。

また、4月19日頃には、原告から被告に対し、表面のヒケの改善や反りの対策のため、射出方式をピンゲート方式からサイドゲート方式に変更するというゲート方式とゲート位置を改造することが提案され、被告はこれを了承した。原告会長が前記射出方式の変更に関して被告代表者に送信したメールに添付された書面には、「次回製品納入日程」として「5月19日(木) 納入数:1000SET」と記載されていた。(乙14～16、53)。

5月1日、被告代表者は、原告代表者及び原告会長に対し、届けられたトライ品を確認したが反り・ヒケの改善がほぼない旨、同月末発売を前提とした納期に間に合うのか不安であり、発売日に間に合わない場合にはそれに伴う経費を請求したい旨、同月19日の納期に遅延した場合は契約不履行として金型等はキャンセルし、前金も返金してもらいたい旨のメールを送信した(甲20の3、乙30、48)。

これに対し原告会長は、前記の射出方式等の変更のため、多数の金型部品の取り換えが必要となり、部品納入等の関係で、当初予定していた4月中の日程でゲート方式等の変更を行うことができず、5月に入ってから作業を行い、部品を組み込み、金型

を合せて確認する予定である旨を返信した(原告代表者28頁、甲20の3、乙31)。

また、その後、前記のとおり射出方式が変更され、改善が見られたが、なおヒケ、反りの問題は残ったため、ホクシンでのトライが継続された(原告代表者24頁・甲20の4、31)。

5 そのほか、5回目～8回目のトライの期間中に、原告は、成形品を金型から取りやすくするための金型の壁側の角度(抜き勾配)を変更する作業等を行った(甲8の4、8の7、20の5)。

射出方式の変更や抜き勾配の変更は、金型の調整及び修正ではなく、改造に該当し、また被告の仕様変更を原因とするものではない(原告代表者40～42頁)。

10 (7) 5月19日の経過

被告代表者は、5月16日、原告会長に対し、反り、ヒケの改善方法について、原告の提案を受け入れる旨の返信とともに、次回の成形がいつになるかを問うメールを送信した(甲20の4)。

これに対し、同月19日までに、原告から被告に対する返信はなく、また、同日まで、原告は被告に対しポケドラ部品を納品しなかった(乙32、弁論の全趣旨)。

同月20日、原告会長、原告代表者及び被告代表者は証人三浦の下へ謝罪に訪れ(乙52、53)、同月23日、被告代表者は、原告代表者に対し、同月31日に、納期遅延と今後について話し合いたい旨のメールを送信した(乙33)。

(8) トライ9回目、10回目

20 ア 原告は、射出成型業者を有限会社河津製作所(以下「河津製作所」という。)に変更し、5月24日に9回目のトライを行った(甲7)。

イ 5月25日、9回目のトライ後に原告代表者が被告代表者に送信したメールには、「反りに対して肉抜きは最終手段として、次回トライ時では条件調整で、現状の形状でレベルアップ(合格品質)出来るか、トライします。(肉抜きを追加することで、目盛りが見えにくくなるのが懸念されます。)」と記載されている(乙17)。

被告代表者は、同日、製品が完成していないため、グッドデザイン賞のエントリー

を見送る旨のメールを送信したところ、原告代表者は、登録見送りの件を謝罪するとともに、「現状の形状のまま、定規としての機能を満たすことが出来る製品まで高めるよう、成形条件の調整を行ってまいります」と記載したメールを送信し、これに対し被告代表者も「製品の改善がみられるようなので、トライ品を楽しみにしております。」と返信した（甲20の7）。

ウ 原告は、河津製作所において、6月7日にも10回目のトライを行った（原告代表者19～20頁、乙54、55）。

(9) 5月31日の話し合い及びその後の経過

ア 5月31日、被告代表者が、ポケドラ部品の納期遅延により損害が発生しており、これを原告に補償してもらいたいと希望し、原告代表者、原告会長、被告代表者のほか豊橋信用金庫本店担当者及び同信用金庫新城支店長が同席した上で、被告事務所において、話し合いの機会（以下「本件話し合い②」という。）が持たれた。

原告代表者は、当日、9回目のトライ品を持参し、被告代表者に対して実物を確認して欲しい旨申し出たが、被告代表者は、納期遅延の補償が決まらないにもかかわらず、一方的にトライ品を確認することはできない等と述べて、トライ品を確認しなかった。（原告代表者11～14頁、被告代表者28～31頁、甲24・29頁、甲26、31、乙53）

イ 6月2日、原告会長は、被告代表者に対し、被告からの納期遅延に係る損害の補償の請求について、本件話し合い②において支払う意思はある旨の回答をした旨、検討中であるためしばらく猶予が欲しい旨のほか、被告提示の開発計画日程に対して間に合わず申し訳なかった旨、文具・定規としての品質が成形品の素材で評価された場合に要件を満たしていない点にある旨、9回目のトライの結果伸直度・ヒケの状態が改善され良化したため、トライ品を見て欲しい旨等を記載したメールを送信した（乙5、10）。

ウ 6月3日、被告代表者は、原告会長に対し、ポケドラ部品5000セット分の履行遅滞を前提とする損害金(逸失利益)445万5000円、5000セットの印刷

費用88万5500円、優先株式出資者への返金費用の負担（35名、一人あたり10万円～100万円）の支払を求め、これらの金員の支払の同意及び入金を確認されてからポケドラ部品の製作の打ち合わせを再開する旨や、打ち合わせ等が可能な日程等を記載したメールを送信した（乙43、被告代表者31頁）。

5 同月9日、被告から原告に対して履行利益請求書がメールで送信され、これに対し原告は、同月10日、被告に対し、被告の請求の妥当性を確認するためしばらく猶予して欲しい旨の文書を送付した（乙6）。

エ 原告は、6月15日、被告に対し、被告の請求の一部に応じられない旨を連絡し（乙42）、同月27日、民事調停申し立てた（弁論の全趣旨）。

10 (10) 本件解除通知①及び②の送付等

ア 7月4日、被告は、原告に対し、本件解除通知①を送付した（前提事実(4)）。

同日、被告代表者は、原告代表者及び原告会長に対し、納期遅延に係る損害の補償についての回答を確認する旨のメールを、金額を356万4000円とする請求書を添付した上で送信した（甲21）。

15 イ 原告会長は、7月6日、被告代表者に対し、同月4日に突然ポケドラ発注書が着信して困惑している旨、9回目のトライ以降、トライ品の出来栄が評価されないまま期間が経過しており、原告と被告との間で、品質基準の取り決め、梱包仕様の取り決め、輸送責任区の取り決め等ポケドラ部品の生産を実行するためには事前協議が必要であり、これらの取り決めをする打ち合わせが遅延すれば、指定の日程に納品が
20 間に合わない可能性がある旨のメールを送信した（甲32）。

これに対し、被告代表者は、同月8日、納期の遅延に係る損害金（履行利益）の支払についての回答を先にすべきこと、話し合う順序が違うこと、開発再開の条件は本件話し合い②において説明済みであり、開発の一時中止についても本件話し合い②にて確認済みである旨等を記載したメールを返信をした（甲32）。

25 被告代表者は、当時、ポケドラ部品の生産（量産）にあたっては、被告代表者がその品質を確認する必要があることを認識していた（被告代表者34頁）。

ウ 被告は、原告に対し、7月31日、本件解除通知②を送付した(前提事実(4))。

2 検討

(1) 争点1 (本件金型契約に基づく残代金請求権の成否) について

ア 本件金型契約締結の際に原告から被告に交付された本件書面の2項本文には、
5 新規金型製作時の金型代金の支払について、「金型完成後、トライ(試し打ち)を行
い、成形品ができ生産性が確認できた場合」、金型代金の残額を支払う旨の記載(本件
記載)がある(前記1(2)ア)。そして、「成形品ができ生産性が確認でき」という文
言は、一般的に解釈すれば、本件金型を使用して一定の成形条件により安定的にポケ
ドラ部品が生産できる状態をいう意味であると解される。

10 したがって、本件金型契約に基づく残代金の支払は、金型の完成のみならず、「成形
品ができ生産性を確認できた場合」であること、すなわち本件金型を使用して一定の
成形条件により安定的にポケドラ部品が生産できる状態であることが確認される必
要であると解される。

イ 前記1認定事実(3)によれば、原告が本件金型を完成させたと主張する3月7
15 日以降においても、同月17日の2回目のトライまでは、ランナーに樹脂が詰まり金
型に完全に樹脂が入らない部分がある等、金型通りの成形品が取り出せる状況であっ
たとは認められない。

また、5回目から8回目のトライまでの間も、ゲート位置・方式の変更や金型の抜
き勾配の変更等の金型の調整・修正に止まらない改造作業が行われており(前記1
20 (6))、5月24日の9回目のトライにおいて、伸直度やヒケの状態は改善されたもの
の、なお反りの問題が残り、成形品が定規としての機能を満たしておらず、肉抜き(金
型の形を変えて成形品の形を変えることになる)を最終手段として成形条件の調整を
試みる必要があり、6月7日時点でも10回目のトライが行われている状況であった
25 ことが認められる(前記(8)、(9))。そして、それ以降も、本件金型により、定規とし
ての機能を満たす状態のポケドラ部品が安定的に製造される状況に至っていたこと
について、これを的確に示す証拠はなく、当該事実は認められない。

ウ したがって、本件において、成形品ができ生産性が確認できた場合に至っているとは認められず、原告の残代金請求は認められない。

エ これに対し原告は、「成形品ができ生産性を確認できた場合」とは、金型を用いた射出成型トライにおいて、金型が破損したり、樹脂が入らないといった不具合が発生せず、金型として機能して成形品を取り出せる場合を意味し、成形品に反り、ヒケ等の不具合があっても、金型の調整・修正によって対処できる場合には、「成形品ができ生産性を確認できた場合」に該当する旨主張する。

しかし、一般的に、金型は、その後の成形品を大量生産するために製造することを目的とする商品であって、金型が設計通りに完成しても成形品が生産できなければ受注者の目的が達成されないと考えられ、成形品に反り、ヒケ等の不具合がある、すなわち商品としての機能を満たさない場合でも、成形品を取り出すことができれば「成形品の生産性を確認できた場合」に該当するといった解釈をすることは不自然である。また、前記1認定事実及び前記イの事情に照らすと、結局、本件金型において金型の調整・修正によって成形品の反り、ヒケ等の不具合に対処できる場合に達しているのか否かについても、不明であると言わざるを得ない。

なお、9回目のトライ品において、目視及び隙間ゲージにおいて定規として使用上問題のないレベルのポケドラ部品ができているとする原告における測定記録（甲30）が存するが、これは令和6年1月10日に測定されたものである上、当該測定記録のみでは、当該ポケドラ部品と同品質のものが安定的に製造（生産）できる状況にある否かについて定かであるとはいえない。そのほか、令和4年3月1日を測定日とする原告作成の「ポケドラ金型測定資料」（甲29）が存し、当該資料には、「通常金型寸法精度は±0.05」「加工誤差は±0.05以下のため、金型加工は問題ない」との記載があるが、前記イの事情等に照らして、同日時点の金型において成形品の生産性が確認できる状況にあったとは認められない。

以上より、原告の主張を採用することはできない。

(2) 争点2（トライ費用等の請求権の成否）について

ア 前記1 認定事実によれば、本件金型に係るトライ費用等の負担について、原告と被告との間で明示的な合意があった事実は認められない。本件金型契約における「加工費」に含まれると解する余地もある(前記1(2)ア(イ))が、本件文書3項には、「金型寸法が狙い通りにできている場合」の寸法修正費を別途費用請求できる旨の記載があるため(前記1(2)ア(ウ))、これに該当する場合は当該費用を請求することができるものと認められる。また、本件文書4項本文には、「製品以外の金型不具合(…金型作動不良等)」については原告が無償で修正すること、同項ただし書に「顧客の仕様変更等に関わる金型改造費」は別途費用請求となる旨の記載があること(前記1(2)ア(ウ))を踏まえると、金型が上手く作動しない場合や顧客都合によらない金型改造費に関しては、原告が負担し、被告に費用請求することはできないものと解される。

イ 以上を踏まえて検討すると、前記1 認定事実(3)、(6)～(9)及び前記(1)イのとおり、原告が請求するトライ9回目までの費用は、いずれも樹脂が流れないといった金型動作不良に対応する費用であるか、突き出しピンの追加、射出方式の変更に伴うゲート位置・方式の変更、抜き勾配の変更等に金型の改造等が行われている段階に係る費用であって、金型の加工費の範疇に含まれるか、顧客都合によらない金型改造費に含まれるものであると認められ、これらの費用が金型の調整・修正費用(寸法調整費用)に該当するとは認められない。

ウ 以上より、トライ費用等に係る原告の請求は認められない。

(3) 争点3(債務不履行(履行遅滞)に基づく解除の可否)について

20 ア 履行遅滞の有無

前記1 認定事実によれば、原告と被告は、本件契約を締結した1月22日から2月21日頃までの間に、金型の製造に約2か月程度を要し、成形品製造の初期ロットを5000セットとして、3月初めから4月末までに生産することを予定していたが(前記1(2)ア(イ)、イ、エ、オ)、5月1日時点でも販売できる製品が打ち出せる状況になく、被告代表者の希望により、同月13日に、5000セットの納期日の打ち合わせ(本件話し合い①)が行われたこと(前記1(4)、(5))、本件話し合い①において、

原告代表者は、発売日を5月30日として同月19日に1000セットを納品することで大丈夫であるかとの証人三浦からの確認に対し、納期及び数とも大丈夫である旨の返答をし（前記1(5)ア）、本件打ち合わせ①の当日に原告会長が作成した議事録及び後日原告代表者が被告に送付した議事録のいずれにおいても、5月19日までに1000セットを納品する旨が記載されていること（前記1(5)イ）、被告及び証人三浦は、本件話し合い①においてポケドラの発売日が5月30日と決定されたことを前提に、業務日報への報告、業界誌の入稿、見積書の発行等を行っていること（前記1(5)ウ、エ）が認められる。

以上のような事情に照らせば、原告は、本件話し合い①において、被告との間で、少なくとも5月19日までにポケドラ部品1000セットを納品することを合意した事実が認められる。

また、本件金型の完成は、ポケドラ部品の製造及び納品の当然の前提となるものであるから、原告は、本件話し合い①において、被告との間で遅くとも5月19日までに本件金型を完成させることも合意したものと認められる。

そして、原告は同日までに被告に対してポケドラ部品1000個を納品しておらず（前記1(7)）、また、同日時点で、本件金型に関して、ヒケや反りの問題が解消されず、抜き勾配の変更作業等が行われている状態であったのだから（前記1(6)）、本件金型が完成していたとも認められない。

したがって、原告は、本件金型契約及び本件成形品契約（本件契約）について、同日の経過をもって履行遅滞に陥ったものと認められる。

イ 催告期間までの事情

一方、前記1認定事実によれば、原告は、5月19日以降もトライを継続し、9回目のトライによって、反りの問題が残るものの、伸直度やヒケの状態が改善され良化されたため、被告代表者に対してトライ品を確認して欲しい旨繰り返し申し出ていること（前記1(8)、(9)ア、イ）、これに対し被告代表者は、原告の履行遅滞により被告に損害が発生しているとして、原告に対し、5000セットを前提とする400万円

を超える逸失利益のほか出展費用、株主に対する返金費用の支払を求め、打ち合わせ可能な日程を提示しつつも、当該支払の同意や入金が確認されることがポケドラ部品製造に係る打ち合わせの条件である等の態度を示していたことが認められる（前記1(9)ア、ウ）。

5 また、被告は、7月4日付けの本件解除通知①において、ポケドラ部品1000セット納品の期限を同月22日として催告する一方で、実際のポケドラ部品の生産開始には、被告代表者が本件金型により生産されるポケドラ部品の品質について確認する必要があること等を認識しながら、原告からの生産・納品のためには品質基準や梱包仕様等の取り決めが必要であるのでこれを決定したい旨の連絡に対し、納期遅延に
10 係る損害補償の回答が先であり、開発は一時中止していること、開発再開には条件がある等として、履行遅滞に係る損害金等の支払が決まらない限りポケドラ部品製造についての協議には応じないという態度を示していたことが認められる（前記1(10)、被告代表者30～36頁）。

このような事情のほか、後記(5)のとおり、原告が負うべき履行遅滞の債務不履行
15 に係る責任が5000セットを前提とするものとは認められないこと等の事情を踏まえると、原告は、被告の前記応対等により、催告期間として定められた7月22日までに、ポケドラ部品1000セットを生産して納品することが事実上困難な状態にあったと認められる。

ウ 解除の可否

20 以上のような事情に照らすと、本件解除は信義則上認められないというべきである。

(4) 争点4（解除に基づく原状回復請求権の成否）について

前記(3)のとおり、本件金型契約の解除は認められないことから、当該解除に基づく原状回復請求権としての、前払金の返還請求も認められない。

(5) 争点5（債務不履行に基づく損害賠償請求権の成否）について

25 ア 損害発生の有無

(7) 逸失利益について

前記1 認定事実(5)のとおり、本件話し合い①でのやりとり、及びその後4月15日に被告がエコーテックにポケドラ見積書を交付し、証人三浦が5000本の発注を内示する趣旨で当該見積書に5000本を発注する旨等の記載をしてこれを被告に交付した事実を照らせば、原告が被告に対して5月19日にポケドラ部品を納品していれば、エコーテックがこれを買受けることはほぼ確実であったと認められる。

したがって、原告の前記(3)アの債務不履行(履行遅滞)により、被告に逸失利益が発生したものと認められる。

(イ) 出展費用等について

証拠によれば、被告は、令和4年7月6日～8日実施の本件商談展の申し込み費用として101万2000円を、展示のための諸費用として82万1304円をそれぞれ支払ったこと(乙19～23)、本件商談展にベスト定規を出展したこと(乙53)が認められる。

被告は、本件商談展の主たる目的はポケドラを出展することであり、原告の履行遅滞によりポケドラを出展できなかったことから出展費用等が無駄になった旨主張する。しかし、被告は本件商談展にベスト定規を出展しているのだから、主たる目的であったポケドラを出展できなかったからといって、出展に係る費用等が無駄になったとはいえず、当該費用について被告に損害が発生したとは認められない。

よって、出展費用等に係る被告の損害賠償請求は認められない。

イ 逸失利益の額

(ア) 売価(卸値)について

被告が5月19日にポケドラ部品1000セットの納品を受け、エコーテックにポケドラ1000本を納品した場合の売価(卸値)については、証人三浦が、ポケドラ見積書の交付をした際、5000本を900円で仕入れることを決めた旨証言していること(証人三浦14～15頁)、本件話し合い①の際、5000セットの一部として1000セットを納品する旨の話し合いがされていたこと(前記1(5)ア)及びポケドラ見積書に5000セットの卸値が900円と記載されていること(乙44)に照ら

せば、900円と認めるのが相当である。

(イ) 原価について

証拠(乙11、37)及び弁論の全趣旨によれば、ポケドラ製造の原価として、被告主張の仕入代金、目盛の印刷代金、ステンレス板、円板、商品台紙、OPP袋等の代金、ステンレス貼り付け作業代、OPP袋入れ代金のほか、金型代金、作業用店舗の賃料、光熱費及び商談展等への出展費用が認められる。

また、証拠及び弁論の全趣旨によれば、仕入代金、目盛りの印刷代金OPP袋入れの代金は、被告主張の額と一致又は概ね一致すること(乙11、37)、出展費用に関してその一部(ブース代)を被告が負担したが、それ以外の費用はエコーテックが負担したこと(証人三浦30、31頁)、作業用店舗の賃料、光熱費及び金型代金は、ポケドラを1000個ないし5000個販売するのみならず、安定的に生産し多数販売してこれを回収する予定の経費であったと考えられること(原告代表者33~34頁、乙11、12)が認められる。

以上によれば、原価は被告主張のとおり360円と認めるのが相当である。

(ウ) 逸失利益の額

540円(900円-360円)×1000個=54万円

ウ 被告の主張について

被告は、原告が債務不履行に陥ったのは5000セット分であり、エコーテックがポケドラ5000個を購入することが確実であったことから、5000個分の逸失利益が発生している旨主張している。

しかし、まず、前記1認定事実(2)エ、オによれば、原告と被告との間で、令和4年2月21日頃に、5000セットを3月初~4月末までに納品する旨の予定が話し合われていた事実が認められるものの、当時は金型の製造が開始された直後であったことや(前記1(2)ウ)、正式な発注書の発行あるいはメールのやりとり等も存しないことを踏まえると、前記予定はあくまで予定であって、原告と被告との間で5000セット納品についての正式な納期の合意があったとまでは認められない。

また、本件話し合い①においても、先行して1000セットを5月19日までに納品することが合意されたと認められるものの、その余の4000セットについては、具体的な期限が決められず、順次出来次第という程度の話し合いしか持たれなかったのであるから（前記1(5)ア）、具体的な納期が設定されたと認められない。なお、被告は、4000セットの納期の合意に関して、原告会長が2000セットの納品も可能である旨発言したことを根拠として主張するが、当該発言は、順調に量産する場合に1日当たり2000セット生産が可能であるという趣旨での発言であると認められ（乙41の2・40頁）、納期に関する発言であるとは認められない。

その後、被告は、本件解除通知①において、4000セットの納期を8月19日までとして催告しているが（前提事実(4)）、当該期限は被告が一方的に定めたものであり、また前記(3)イの事情に照らせば原告がこれに応じることが困難であったと認められる。

以上によれば、4000セットについて、原告と被告との間で納期が合意された事実は認められず、したがって原告の履行遅滞も生じていないといえることから、4000セットについての被告の損害賠償請求は認められない。

第5 結論

以上により、原告の本訴請求は理由がないから棄却することとし、被告の反訴請求は、原告に対し、本件契約の債務不履行に基づく損害賠償請求として54万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める範囲で理由があり、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

なお、原告の求める仮執行免脱宣言は相当でないからこれを付さない。

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判官 布目真利子

これは正本である。

令和6年10月1日

名古屋地方裁判所豊橋支部

裁判所書記官 服部 道彦

